

【参考資料③】令和４年度行政評価実施方針

令和４年度行政評価実施方針

令和４年５月６日
市長 決 定

令和４年度は、引き続き、市民の安全・安心の確保と市民生活支援を市政の第一の責務とし、日常生活において市民に安心感をもたらすことができるよう、諸対応に取り組んでいく。

あわせて、現行総合計画の最終年次に当たり、これまでのまちづくりの成果を基盤としつつ、市政における継続的な課題や社会経済状況の変化等に伴う新たな課題へ対応する次期総合計画を策定することとしている。

また、令和４年度予算編成では、歳入の根幹である市税収入は令和３年度当初予算を上回る見込みであるものの、歳出は感染症対策をはじめ、引き続き増加傾向にある社会保障関係経費や保育園関係経費のほか、公共施設マネジメントの取組や都市基盤整備、行政のデジタル化への対応などの財政需要により、見積段階では、大幅な財源不足の状況であった。

このような状況の中、全職員が共通認識を持ち、全庁一丸となって、予算編成の基本姿勢とともに、歳入歳出両面からの厳しい精査や事業の優先度を踏まえた見直し等に取り組むことで収支均衡を図ったところである。

他方、コロナ禍の収束時期は今なお不透明であり、市税や各種交付金の今後の動向が懸念されるとともに、引き続き感染症対策にも取り組んでいく必要がある。そのため、年度途中においても、全庁協力体制の下、歳入確保と経費縮減に取り組むこととしている。

令和４年度の行政評価では、これらのことを踏まえ、PDCAマネジメントサイクルに基づく前年度の振り返り評価を実施し、その評価結果を基本計画の進行管理や次年度の予算編成において活用することで、基本計画に位置付けた各施策・事業の着実な推進や市政を取り巻く状況を踏まえた柔軟な対応につなげる。

あわせて、効率的な行政評価に取り組む中で、令和５年度を初年度とする次期総合計画の策定に当たり、現行総合計画を総括するとともに、中長期的な視点を持ちながら、質の高いサービスを持続的に提供できる市政経営に向けた不断の見直し、改革・改善に取り組むこととする。

ついては、下記により、全庁的な取組として、令和４年度の行政評価を実施するものとする。

記

1 令和4年度の重点目標

- (1) 後期基本計画に位置付けた各施策・事業に関する振り返り評価結果について、基本計画の着実な推進や調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組成果の検証と併せ、次期基本計画の策定において活用する。
- (2) 基本計画に位置付けた2つのアクション（「横断的連携による施策の推進」、「調布のまちの魅力発信」）を踏まえた評価を行い、重点プロジェクトを横断する取組をはじめ、施策全体の効果的な推進につなげる。
- (3) 基本計画に基づくこれまでの取組の検証や、次期基本計画の策定につなげる評価項目を設定し、実効性の向上を図る。あわせて、行政評価支援システムの運用終了に伴い、事務事業評価シートを改めるとともに、評価結果の公表に当たっては、「決算に係る主要な施策の成果に関する説明書」と統合することで、効率的な評価に取り組む。
- (4) 行政評価と並行して、経常経費の縮減や財源確保につなげる観点から、事務事業等の見直し、改善に取り組む。

2 行政評価の対象

- (1) 施策評価は、基本計画に位置付けた全施策を対象として実施する。
- (2) 事務事業評価は、実施機関が所管する全事務事業のうち、基本計画に位置付けた基本計画事業を対象として実施する。

3 行政評価の実施

- (1) 行政経営部長は、行政評価を全庁的な取組として統括し、実施機関の長に必要な情報提供等を行う。
- (2) 実施機関の長は、所管する施策及び事務事業を評価し、取りまとめを行う。
- (3) 施策評価では、施策主管課長が施策に関連する課長と連携して評価する。
- (4) 事務事業評価では、事務事業主管課長が事務事業の取組実績を評価し、今後の方向性を明らかにする。
- (5) 行政経営部長は、行政評価の結果を取りまとめ、実施機関と共有する。
- (6) 行政評価の具体的な実施方法等については、この方針に基づき、行政経営部長が別途定め、庁内に周知する。

4 行政評価の公表

評価結果については、市民に分かりやすく公表する。